

令和7年度
大分県交通安全県民運動実施要綱

まもろう!!
命と交通安全

~~ヘルメット着用~~

~~ながら運転~~

~~交差点で
一時停止~~

~~2人乗り~~

~~夜間
補助点灯~~

~~並走~~



令和6年度大分県交通安全ポスターコンクール「大賞」
高松 結芽 さん

大分県交通安全推進協議会

令和7年度 大分県交通安全県民運動実施要綱



1 目的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」(令和3～7年度)に基づき、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開し、交通事故を抑止することを目的としています。

2 期間

令和7年4月1日(火)から翌年3月31日(火)までの1年間

3 スローガン

優しいマナーと思いやりの運転車をおおいた



4 運動の推進事項

● 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

- 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

● 高齢者とこどもの交通事故防止

- 高齢者とこどもの安全な通行の確保
- 参加体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施
- 運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

● 飲酒運転の根絶 ～ 飲酒運転を許さない気運の醸成 ～

- 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化
- 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知
- アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知



5 街頭啓発日等

以下の日程に合わせたタイムリーかつ効果的な啓発をお願いします。

～車も自転車も 飲んだらのれん～

(1) 街頭啓発日

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月20日	県民交通安全日
	飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 年間行事

春の全国交通安全運動	4月 6日(日)～ 4月15日(火)	10日間
自転車月間	5月 1日(木)～ 5月31日(土)	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月10日(木)～ 7月16日(水)	7日間
交通安全県民大会	9月 5日(金) J:COMホルトホール大分	
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～ 9月30日(火)	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	12月 1日(月)～12月20日(土)	20日間
飲酒運転根絶フェア	12月 9日(火) ガレリア竹町ドーム広場	
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月11日(木)～12月17日(水)	7日間

1 死亡・重傷事故等重大事故の抑止

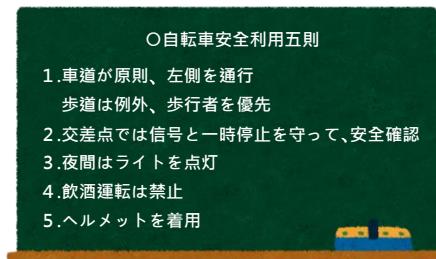
(1)横断歩道での交通ルール遵守とマナーアップ推進

- 運転者・自転車利用者
横断歩道では歩行者の有無を確認
歩行者がいれば必ず一時停止！
- 歩行者
横断時は、手をあげるなど、**ドライバーに意思表示を！**
止まってくれたドライバーに、会釈をするなど、
感謝の気持ちを伝え、思いやりの連鎖を！



(2)自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 自転車等の利用者は**ヘルメットを着用**
- 交通ルールを守って安全運転
～ながらスマホ・酒気帯び運転の罰則強化～
- 事故率の高い中高生や高齢者は特に注意
- 自転車等は保険への加入が義務です！
- 自転車等は定期的な点検・整備をしよう！



(3)夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ショウタイム
～「照TIME-17」の推進～

- 運転者・自転車利用者
早めのライト点灯とハイビームの活用を心がけよう
※ハイビームが基本！ロービームはすれ違い用！
※過去5年間、夜間に車が歩行者をはねた死亡事故において、
ドライバー全員が、ロービーム走行でした(R2～R6)
- 歩行者
夕暮れ時や夜間等の外出は**明るい服装と反射材用品等**を着用しよう
※過去5年間、夜間に車にはねられ死亡した歩行者の多くが、
反射材を着用していませんでした(27人/29人、R2～R6)



(4)全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は義務です
- こどもたちを守るために、チャイルドシートは正しく使用しよう

2 高齢者とこどもの交通事故防止

(1)高齢者とこどもの安全な通行の確保

- 高齢者やこどもに**優しいマナー**と**思いやりのある運転**をしよう
- 病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層注意をしよう

(2)参加・体験型教育など、効果的な交通安全教育の実施

- 参加・体験型の交通安全教育(講習)により、身体機能の変化を確認しよう

(3)運転に不安を覚える高齢者への支援・助言

- サポカーなど安全な車を使用しよう
- 運転に不安を覚えたら
 - ①自分の体調・天候・時間帯などを考えた、「マイルール運転」を考えよう
 - ②運転免許自主返納を家族で考えよう

安全運転相談窓口は
#8080です



大分県 HP



「マイルール運転」や「運転免許自主返納」を考えてみませんか？
詳しくは県のホームページをご覧ください

3 飲酒運転の根絶

～飲酒運転を許さない気運の醸成～

(1) 罰則や危険性の周知など、飲酒運転根絶に向けた啓発の強化

- 幅広い世代に厳しい罰則(懲役、罰金、免許取消)や危険性を周知しよう

酒酔い運転……5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消欠格期間3年
酒気帯び運転……3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消欠格期間2年又は免許停止90日間



(2) 飲酒運転を発見したときの通報努力義務の周知

- 飲酒運転発見時の警察官への通報は、「飲んだらのれん条例」で努力義務となっています
- 飲酒運転を見かけたら、**勇気を持って110番通報**しよう

(3) アルコール依存症の怖さや相談窓口の周知

- 依存症等アルコール相談窓口
 - 県内各保健所
 - こころとからだの相談支援センター(097-541-6290)



相談支援センターHP

第11次大分県交通安全計画

～今年度が最終年度！～

～大分県の交通安全の基本方針～

- 計画の期間：令和3～7年度まで
- 目標：死者数34人 重傷者数220人 以下
- スローガン：優しいマナーと思いやりの運転県おおいた



優しいマナーと思いやりの
運転県おおいたシンボルマーク

交通安全教育事業 (県のホームページ参照)

- 「交通安全教育講師派遣事業」を無料で行っています
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」も行っています

お問合せ先 県交通安全推進班 097-506-3062

交通事故遺児被害者支援事業

- 県民の皆様からの浄財(寄付金)により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています。
募金箱を各市町村役所(場)・警察署・県振興局など、県下約150か所に設置しているほか、お振込みによる寄付も可能です。



お問合せ先 協議会事務局 097-506-3063

- 交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設しています。
電話相談や各地域への巡回も行っています。
お気軽にお問い合わせください。(相談無料)

お問合せ先 県交通事故相談所 097-506-2166



大分県交通安全推進協議会
事務局: 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先: 097-506-3062(3063)

